

反社会性パーソナリティ障害の診断基準

A. 他人の権利を無視し侵害する広範な様式で、15歳以降起こっており、以下のうち3つ（又はそれ以上）によって示される。	
	チェック
(1) 法にかなう行動という点で社会的規範に適合しないこと、それは逮捕の原因になる行為を繰り返し行うことで示される。	
(2) 人を騙す傾向、これは繰り返し嘘をつくこと、偽名を使うこと、又は自分の利益や快樂のために人を騙すことによって示される。	
(3) 衝動性又は将来の計画を立てられないこと	
(4) 苛立たしさ及び攻撃性。これは、身体的な喧嘩又は暴力を繰り返すことによって示される。	
(5) 自分又は他人の安全を考えない向こう見ずさ	
(6) 一貫して無責任であること。これは仕事を安定して続けられない、又は経済的な義務を果たさない、ということを繰り返すことによって示される。	
(7) 良心の呵責の欠如。これは、他人を傷つけたり、いじめたり、又は他人のものを盗んだりしたことに無関心であったり、それを正当化したりすることによって示される。	
B. その人は少なくとも18歳である。	
C. 15歳以前に発症した素行障害の証拠がある。	
D. 反社会的な行為が起こるのは、統合失調症や躁病エピソードの経過中のみではない。	

※本文は、「DSM-IV-TR 分類と診断の手引き」（医学書院）を参照しています。